

## 中央市特別業務地区建築条例による建築物の用途制限の概要

※比較表

用途地域内の建築物の用途制限 ○建てられる用途      ▲規制あり ×建てられない用途	準 工 業 地 域	特 別 業 務 地 区	備 考	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	▲	▲住宅は不可	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店 舗 等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を越え、10,000㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を越えるもの	○	○	
事 務 所 等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を越えるもの	○	○	
ホテル、旅館	○	×		
遊 戯 施 設 ・ 風 俗 施 設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	○	×	
	カラオケボックス等	○	×	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	○	×	
	劇場、映画館、演劇場、観覧場、ナイトクラブ等	○	×	
	キャバレー、料理店、個室付浴場等	▲	×	▲個室付浴場等は不可
	大規模集客施設(床面積の合計が10,000㎡を超える劇場、映画館、店舗、飲食店、展示場、遊技場等)	○	▲	劇場、映画館、演劇場又は観覧場は客席部分に限る ▲中央市特別業務地区建築条例の別表に掲げる建築物は不可

用途地域内の建築物の用途制限		準工業地域	特別業務地区	備考
○建てられる用途	▲規制あり			
×建てられない用途				
病院・学校等 公共施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	×	
	図書館等	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	
	病院	○	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	
	自動車教習所	○	○	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	○	○	
	建築物附属自動車車庫	○	○	
	倉庫業倉庫	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	○	×	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、 建具屋、自転車店等で作業場の床面積が 50㎡以下	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少 ない工場	○	▲	原動機・作業内容の制限あり。 作業場の面積150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない 工場	○	▲	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い 工場	○	▲	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させ るおそれがある工場	×	×	
	自動車修理工場	○	▲	作業場の面積300㎡以下
	火薬、石油類、 ガスなどの危険 物の貯蔵・処理 の量	量が非常に少ない施設	○	○
量が少ない施設		○	○	
量がやや多い施設		○	○	
量が多い施設		×	×	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要		